

時局日誌 (三十)

Y
H
生

一月十六日

海軍々需品工場事業場検査令施行規則

(海軍省令第一號)公布

米内内閣成立す

海軍大將正三位
勳一等功四級

米内 光政

任内閣總理大臣

任農林大臣

從三位勳二等 島田 俊雄

任司法大臣
樞密顧問官從二位勳一等 松浦鎮次郎

任文部大臣

任厚生大臣

從四位勳三等 吉田 茂

從三位勳一等 有田 八郎

任商工大臣

勳三等 藤原銀次郎

任法制局長官

同 廣瀬 久忠

任外務大臣

從二位勳一等伯爵 兒玉 秀雄

任逓信大臣

正四位勳二等 勝 正憲

(各通)
内閣書記官長 石渡莊太郎
正三位勳二等 法制局長官 廣瀬 久忠
正三位勳二等 特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ

任内務大臣

從三位勳一等 櫻内 幸雄

任鐵道大臣

正五位勳三等 松野 鶴平

内閣總理大臣 阿部 信行

任大藏大臣

檢事從三位勳二等 木村 尙達

任振務大臣

陸軍大將正三位 勳一等功二級 小磯 國昭

外務大臣 野村吉三郎
内務大臣 小原 直
司法大臣 宮城長五郎

(各通)

文部大臣 河原田穆吉

農林大臣 伯爵 酒井 忠正

商工大臣 伍堂 卓雄

逓信大臣 永井柳太郎

鐵道大臣 永田秀次郎

拓務大臣 金光 庸夫

厚生大臣 秋田 清

依願免本官

大藏大臣 兼 企畫院總裁 青木 一男

依願免本官 並 兼官

(各通)

内閣書記官長 遠藤 柳作

法制局長官 唐澤 俊樹

依願免本官

正三位勳一等 永井柳太郎

特ニ前官ノ禮遇ヲ賜フ

豪壯極まりなき海軍始觀兵式は二千六百年の新春だけに一入意義深く舉行、殊に海の荒鷲の精銳をすぐつての空中分列式は一大壯觀を展開した。

組閣を完了した米内大將は十六日午前九時十二分宮中に參内、天皇陛下に拜謁

仰付けられ謹んで大命拜受の旨を奏上、

恭しく閣員名簿を捧呈、陛下にはこれを

御嘉納あらせられ即日親任式を行はせら

れる旨仰出されたので、米内大將は一旦

御前を退下、各閣僚も參内、天皇陛下に

は午前十時三十分松平式部長官の御先行

で鳳凰ノ間に出席、畑陸相侍立の上米内

大將に對し内閣總理大臣親任の勅語を賜

ひ、畑陸相より官記を傳達し、かくて首

相の親任式を終へさせられ陛下には一旦

入後の後同十一時半再び鳳凰ノ間に出席

米内首相侍立の上各新閣僚に對する親任

式を行はせられ留任閣僚の辭表を却下さ

れ、こゝに事變下第四次内閣としての米内

内閣は成立した。

米内首相は十六日の初閣議後首相談の

形式による左の聲明を發表した。

「不肖今回圖らずも大命を拜し恐懼に堪

へません、私は全力を擧げて輔弼の重責

を竭したいと思ひます。今や時局は極めて

重大であります。舉國一致不拔の信念

を以て東亞新秩序の建設に邁進せねばな

らぬと痛感致すのであります。支那事變

の處理に就ては、既に決定された不動の

方針があります。之を踏襲することは素

より、近く將に樹立を見んとする支那新

中央政府の成立發展を支援すること言を

俟ちません。國際關係に於てはあくまで

自主的立場を堅持しつゝ國交の調整を圖

りたいと思つて居ります。此の如き事態

に對處して國內に於ては戰時生活の確保

に努め、進んで戰時態勢を強化し、以て

國力の充實、國運の進展を期したいと思

ひます。今後執るべき諸方策に就ては來

るべき帝國議會において開陳する心算で

ありますが、とりあへず一言所懐を述べ

全國民の協力を願ふ次第であります」

十五日午後零時三十分頃靜岡市新富町

から發火、隣接の三番町小學校を全焼し

て火は上大工町に飛火し、更に寺町、上

石町その他十數ヶ所に飛火し市中央部の

繁華街は忽ち火の海と化した。午後三時

頃再び十數メートルの北西風は更に西北に變り火の海は擴がる驛前繁華街をなめて運搬事務所、松坂屋をも一瞬のうちに燒いて午後八時頃は更に南西に風向きが變り日出町迄火の手が延びた。夜に至つても火の手は擧がる一方で遂に追手町の官廳街に迫り静岡市役所、市公會堂、静岡署、縣廳、日赤支部病院等の大建物は火の粉を浴び危険に瀕した。尙午後七時頃になり風は北向に變つたが市中央部の火焰はなほ衰へず燃けるがまゝに委せ夜と共に悽愴の氣が漲つてゐる。幅約十八町南北二十數町に互る一帯は全くなめ盡され、更に火は東方鷹匠町の住宅地帯にも進んだが午後十一時判明した焼失戸數は約一萬戸、罹災者約五萬人に上る見込みで尙鎮火までに至らない。

一月十八日

蕪檢定規則(農林省令第四號)、道府縣蕪檢定所規程中改正(農林省令第五號)、蕪檢定手數料規則(農林省令第七條)公布

司法次官正四位勳二等 岩村 通世
任檢事補檢事總長 正四位勳二等 竹内 可吉

一月十九日

任企畫院總裁 內務省土木局長 山崎 巖
從四位勳三等

任內務省警保局長 石川縣知事從四位勳三等 成田 一郎

任內務省土木局長 判事正四位勳二等 三宅正太郎

任司法次官 正五位勳四等 安倍 源基

任警視總監 神奈川縣書記官 安岡 正光

任山梨縣知事 山梨縣知事 土居 京平

任石川縣知事 警保局長 本間 精

依願免本官 警視總監 池田 清

十八日以來重態が傳へられてゐた米政

界孤立派の驍將アイダホ州選出共和黨上院議員ウイリアム・ボラー氏は十九日午後八時四十五分遂に逝去した、享年七十五。

一月二十日

生絲配給統制規則中改正(農林、商工省令第二號)公布
太湖南方膳隴に根城を置き冬季攻勢を豪語する敵第四十二師を殲滅すべく、桐郷へ進出した中川部隊は十九日早朝同地を出發北上し遠橋、双橋、毛家渡附近の優勢な敵と交戦、これを大運河北方地區に撃攘、午後七時盧頭東南端に進出し盧頭にある敵を猛攻中である。判明した戦果は死體七十六、小銃十三、手榴彈二百八十六、その他多數で我方の戦死二、負傷四。

一月二十一日

二十一日午後四時半ノルルから横濱へ歸港の豫定であつた郵船淺間丸(一、六〇〇トン)が同日午後一時近く千葉縣

野島崎沖三十五カイリの洋上に差掛つた所、突然二本煙突の英國巡洋艦が現れて同艦に停船を命じ、武装も物々しい英國海軍々人が約一時間半に亙つて臨検の後乗込んでゐたドイツ船客五十一名中二十一名の下船を命じ、これを内火艇で本艦に運び次いで北方から英艦に従つて來た七千トン型の運送船に乗せて去つた。

英國驅逐艦グレンヴァイル號一、四〇〇噸は北海上に於て沈没した。原因は機雷に觸れたものか不明であるが、同號乗組員中死亡者八名、死亡を推定さるべき行方不明者七十三名を出した。

二十日ソ聯はソ芬開戦以來最も大規模のフィンランド空襲を試み、南部及び西南部フィンランドの都市村落に三千個以上の爆彈を投下し死者三名、負傷者三十五名を出したが、二十一日は曇つてゐたので空襲は行はれなかつた。なほ二十日の空襲では百餘戸の家屋が破壊され、フィンランド人所有財産に與へた損害は甚

大であるといはれる。爆撃を受けた都市はタンペレ、ボリ、ラウマ、ラーチ、クーヴォラ及びトルク等でヘルシンキ郊外ではソ聯機二機が撃墜された。

一月二十二日

錢塘江の敵前渡河に劃期的成功を擧げた各部隊の二十二日午後三時までには判明せる戦果は左の如し。

◇眞田部隊の戦果 遺棄死體三七、重機

關銃一、チェコ機關銃四、小銃一一六、

小銃彈二〇、六〇〇

なほ對岸防備の敵一個中隊は我軍の渡河を知らず寢込みを襲撃され、隊長以下百十七名を完全に捕虜とした。

◇秋田部隊の戦果 遺棄死體二六、小銃

二一一

一月二十三日

昨二十一日午後總半島沖に於て行はれた英國軍艦の我淺間丸臨檢事件に村谷次官は、二十二日午後十一時クレーギー在京英國大使を外務省に招致し左の通り

本件に關する帝國政府の見解及び抗議を申入れた。

一、一月二十一日午後零時五十分千葉縣野島崎沖三十五海里の地點に於て一英國軍艦はホノルルより横濱へ歸航の途次に在りし帝國船舶淺間丸に對し停船を命じたるを以て右帝國船舶は零時五十四分北緯卅四度卅四分、東經百四十四度廿一分の地點に停止せる處右英國軍艦は士官及び水兵數名を淺間丸に派し國際法上の權利なりとして詳細の理由を説明せず且同軍艦の艦名すら明示する所なくして乗船ドイツ人廿一名の引渡を要求せり、淺間丸船長は右要求を拒絶したるも英艦の強力による前記ドイツ人船客の抑留措置を防止し得ざりしものなり。

二、從來帝國は一般に承認せられたる所に從ひ公海において交戦國の一方が引渡を要求し得る中立國船舶上の交戦國の他方の國民は現に軍隊に編入せられ

居る者に限らるべしとの原則を執り來たれること既に英側側においても十分承知の通りなり、右帝國の態度を十分承知し居るにも拘らず帝國の近海に於て英國軍艦が帝國船舶に對し前項の如き強力處置を執りたることは英國側の帝國に對する重大なる非友誼的行爲なりと看做さざるを得ず帝國政府としては本件を極めて重視するものなり。

三、帝國政府としては今回英國海軍の執りたる處置は之を容認し得ざる所にして右に關し至急英國政府の十分に於て且根據ある説明を要求するものなり。帝國政府は右抑留せられたる獨逸人を帝國政府に引渡すべき事を要求するの權利を豫め茲に明白に留保し置くものなり。

四、今次英國側處置が既に帝國輿論に甚大なる衝撃を與へつつある事實に鑑み斯かる行爲が今後も繰返さるるに於ては帝國國民の對英感情は益々悪化する

べきこと必至にして帝國政府は茲に日英國交の大局より英國側の深甚なる考慮を要請するものなり。

吉田海相の留任挨拶を兼ねた各艦隊及び鎮守府司令長官招待會は二十三日午前九時半から海相官邸に開會、吉田海相より留任の挨拶ありたる後、支那事變處理を中心とする時艱克服の喫緊たると共に國際情勢は複雑多岐を極め、こゝに帝國海軍の使命はいよゝゝ重大を加へつゝあるに鑑み、海軍將兵は練武を勵み一意奉公の誠を盡すべき趣旨の訓示をなし、佐山次官、阿部軍務局長よりも海軍所管事項、國際情勢に關する詳細な説明と共に特に淺間丸事件についても報告あり、午餐を共にしつゝ種々懇談を遂げた。而して淺間丸事件については海軍當局でも極めて重大視してゐるが、偶々司令長官會議にも此の問題が執り上げられ、更に海軍としての必要適切なる措置を講ずるためその善後策も協議されたものと見られ

時節柄右會談は極めて注目されるものである。

昨二十二日夕刻一氣に錢塘江を渡河した我が精銳眞田部隊は、一望白皚々の雪原を蜿蜒縱隊となつて進撃の途中約百メートル離れた左方の堤防を我が隊と並行して進む一隊があつた。其の一隊が突如パン／＼と我が方に發砲した。我が勇士達も、吃驚して直にこれに應戰、猛射を浴びせた。木元中尉(埼玉縣)はこの勇氣部隊を三方から包圍した爲銃を捨て膝をかゝめて助命を乞ひ全員百六名を殊數つなぎにした。

ドイツ側の諸新聞は二十三日東京からの詳細な電報を大きく掲げてその報道振の中に日本の對英抗議に絶大な聲援を與へてゐる。一般ドイツ人は淺間丸事件を以てドイツ人の拉致された點よりも寧ろ英國が日本の威信を傷つけた點を重大視し、中立國として強力な實力を有する日本の對英抗議の成行に非常な關心を寄せ

てをる。

一月二十四日

政務官交迭 多田政務次官外二十五名依願本官を免せられ、小山谷藏外務次官外二十五名任命せられたが、内務政務次官は鶴見祐輔、内務參與官は青山憲三氏である。

地方官中部長の異動左の通發令せらる

茨城縣總務部長 久保田 峻
三重縣警察部長 菅澤 肇

任長崎縣經濟部長
鳥取縣總務部長 清水谷 徹

任茨城縣總務部長
厚生省軍事保護院事務官 今井 久

任三重縣警察部長
内務事務官 細田 徳壽

任富山縣警察部長
長崎縣經濟部長 松澤 美雄

任鳥取縣總務部長
富山縣警察部長 早坂 冬男

依願免本官

汪精衛氏が臨時維新兩政府首腦をまねき三者水入らずの會議をとげる青島會談第一日は、いよいよ二十四日午前十時から青島迎賓館において開始された。會談を主催する汪精衛氏は中央政治會議の組織決定に先立ち、まづ中央政府樹立大綱を議題に選び協議の結果、反共親日和平を建前とする新中央政府の構成は汪精衛氏等によつて構成された。中國國民黨および臨時維新兩院既成政權蒙古聯合自治政府その他在野合法政黨および社會的信望ある有力人士を網羅し、一黨專制を除排し全民的基礎の上に樹つべく、また重慶政權が抗日容共抗戰の迷夢をすてて徹底的に懺意改悟した場合にはこれを抱擁するに吝でないとの結論に到達し、また新中央政府の基礎を鞏固ならしめるためには各黨各派無黨無派相協力して萬善の策を講じ、協力邁進する旨を申合せたものと見られ、これにより昨年五月末の純

正國民黨六全大會によつて根本方針の決定を見た新中央政府樹立の方針は今や臨時維新兩院既成政權の完全な諒解のもとにその大綱の決定をみることにとなり、青島會談終了後可及的速やかに新中央政府の母體ともいふべき中央政治會議を招集一路中央政府樹立に邁進するものと見らる。

蕭山を手中に収めた我が精銳は、息つく暇もなく吹雪を衝いて猛進、蕭山南方八キロ韓家山において約五百の敵を撃破二十三日午前零時三十分臨浦鎮に入城、更に錢塘江支流浦陽江を越え潰走する敵を急追四十餘隻の民船による敵を覆滅ししき戦果を収めた。一方高原部隊は二十三日義橋縣を占領、又内田部隊は湖州を占領、荻野部隊は冠山以北地區を掃蕩中で作戦開始以來僅三日で浙東地區は完全に掃蕩されるに至つた。

錢塘江南岸に作戦中の○○、○○、○部隊は二十二日未明敵が數日必死とな

つて構築したる堅固なる江岸トーチカ地帯を突破して無血上陸に成功し、同日正午には既に蕭山附近を突破し、引續き約三千の敵を急追して二十三日朝までには早くも臨浦鎮及び義橋附近要地を悉く占領した。

一月二十五日

陸軍禮式令(軍令第三號)公布

淺間丸事件に關する英國の態度は單に國際法上の見解の相違であるといふやうな、法規上の限界を越えて、帝國本土の目と鼻の先で大膽不敵にも英國がかゝる傍若無人なる強引措置に出でたといふ點に頗る問題の重大性があるものとして帝國朝野の對英感情は相當悪化し、事件の成行きは頗る重要視さるべき事態にあるが、駐日英國大使館ではかゝる我が方の對英感情に應へるためにか、二十五日午前十一時まづ日本新聞社に向つてクレギー大使の聲明を發表し、且その旨を帝國外務省にも通達して來た。

二十五日の記者團との定例會見で須磨情報部長は左の如き見解を表明した。

「淺間丸事件については、帝國政府としては英國政府として英國政府の正式回答を求めてゐる。よつて英國としての見解を表明する様な場合はまづ帝國政府に對する正式回答としてその見解を我が方に通達し、然る後に日本の輿論に訴へるなり何なり適當なる行爲に出づべきであらう。正式回答に先立つてまづ相手國の國民に訴へるといふが如き行爲は從來各國に於てもあまり先例のない非友好的措置であると思ふ」

日米通商條約は二十六日を以て失效し日米通商關係は無條約状態に入つたが、之に先立ち米商務省は二十五日日米通商關係最近の統計及びこれが説明に關する特別報告書を發表、日本經濟の對米依存が益々強まつた旨を指摘したが、日米無條約状態に處する商務省側の公式意見として頗る注目される。即ち右報告書は兩

國貿易の重要商品々目及び輸出入額を擧げて大要左の如く説明してゐる。

一、日本は米國にとり輸出入共にカナダ英國につき第三位を占めて來た。

一、歐洲大戰により日本は工業原料の資材補給に困難を感じて居り従つて日本の對米依存性は強くなつて來てゐる。

一、しかし歐洲戰爭のため米國の對日輸出が漸次減じて行く點はいなみ難い。

日米通商條約は愈々二十六日をもつて廢棄さるべき運命にあるが右に關しモーゲンソー米財務長官は二十五日「自分の知る限りに於ては條約失效後に於ても日本に對しては別に差別的關稅は課せられぬ」と言明した。

一月二十六日

政府は二十六日午前と午後と政策閣議に於て新内閣としての戰時物價政策について討議の結果、あくまで低物價政策を堅持すると共に重要物資の増産供給をはかる趣旨を以て閣議申合せを行ひ、同日

午後左の如く發表した。

閣議申合せ物價對策については戰時體制強化の趣旨に従ひ概ね左記に據る。

一、低物價政策を堅持することとし、米穀、石炭、肥料等産業又は生活上の重要商品については右政策を徹底すると共に、物資増産等供給の増加を計るの方針をとること。

一、戰時適正價格を設定するに際しては迅速敏活に處理することとし、闇取引の絶滅を期すること。

一、通貨の流通については極力これが回收をはかること。

一、一般的消費については極力節約をはかること。

一、物價委員會等の物價統制機構を改組すること。

一、國家管理、保險、年金制度、切符制度、強制貯蓄、物價調整資金制度並に物資配給機構等についても速かに考究すること。

十二月中における北、中、南支方面綜合戦果左の如し。

區分	交戦せる敵側總兵力			敵損害	遺棄死體	捕虜	山砲	洋砲	迫撃砲	重機關銃	輕機關銃	齒獲品 (主なるもの)		手榴彈	自動汽車	自動貨車	船	其他彈藥、器材、被服等多數あり	我損害	戰死	
	北支	中支	南支									累計									
	三三〇,〇〇〇	七九,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇																	
	二〇,三三八	四二,一六一	二七,八四一	二〇,四四〇																	
	一,八五元	一,一五〇	一,一六元	四,一四九																	
	一四	一八	三	二二																	
	一三	二〇	二二	五五																	
	八三	六六	四六	一九五																	
	四,八八三	三,五四二	三,五三二	一二,九六七																	
	五,四九	一一	八四	六四四																	
	二,九四〇	一五,一八	五〇,九六六	五三,九六二																	
	—	一六	—	—																	
	—	—	—	—																	
	七六元	一,九三三	八三七	三,五三八																	

日米間は遂に無條約状態となつた。夫れに付須磨情報部長は左の如き情報を發表した。

「昭和十四年七月二十六日米國政府は在米帝國大使を通じ帝國政府に對し明治四

十四年二月二十一日華府に於て締結せられたる日米通商航海條約に關し、同條約中には新たに考慮を加ふべき條項あるに付之が研究の途を開き日新事體の要求に應じ米國權益を一層擁護し得るが如くす

る爲六ヶ月の豫告の下に同條約を廢棄すべき旨通告し來れるが、米國政府の意圖する所はこれを以て支那事變を繞り日米兩國間に發生する諸問題解決に資せしめんとするにありと認めらる。

帝國政府としては日米兩國間の有無相通の貿易關係の重要性に鑑み、又今事變に對處する帝國の方針は米國その他第三國の公正妥當なる權益を排除せんとするものに非ず、寧ろ新東亞建設の爲にはその積極的協力の分野多分に存することを確信し、帝國の立場を一層米國側に徹底せしめて兩國間の國交調整を行ふを以て兩國の爲機宜に適したるものと思惟し、これが爲多大の努力を續くると共に、新條約の締結少くとも無條約狀態の發生を防止する爲の措置に關し、米國政府の考慮を求め、これに關する交渉を行ひ來りたるが不幸妥結に至らず二十六日以後無條約狀態に入るに至れり。

他方米國政府に於ては日米通商關係に

支障を來さざらしむる爲、客年末大藏省及商務省の命令を以て條約失效後と雖も日本船舶に對する燈臺稅の徵收及び噸稅増徴並に日本船舶積載貨物に對する從價一割稅の徵收等を爲さざることとしたるが、帝國政府においても米國品又は米國船舶に對し何等差別的待遇を與ふるの意向なく、既にこれに必要な手續を執りたるを以て無條約狀態に拘らず日米通商關係は實質的に何等の變更をも受けざる次第なり。

尙從來所謂條約商人の資格において米國に在住し、又は渡航する邦人に對しては米國側も將來これを普通の一時渡航者として取扱ふこととなりたるも、之が爲格別の支障なきものと認めらる。彼上の次第にして、差當り兩國間通商關係は大體變更を見ざるべきも無條約狀態は通商關係並に一般國交關係を不安定ならしむるものにして、日米双方にとりて好ましからざるを以て帝國政府としては目下繼續

中の交渉に依り兩國國交が條約の基礎を有する正常狀態を回復するに至らんことを期待するものなり。

一月二十七日

淺間丸事件に關する英國政府の回答は二十七日午後二時クレイギー駐日大使より有田外相に手交されたが、右につき外務省情報部は二十七日午後八時半左の如く情報部發表をなした。

淺間丸事件に關する有田外務大臣及英國大使クレイギー氏との會見は本二十七日午後二時外相官邸に於て行はれたが、席上英國大使は本事件に關する日本政府の抗議に對する英國政府の回答文を外相に手交した。同會見に於ては本事件に關する全般の討議が行はれ相互にその見解を主張した。尙本事件に關する交渉を來週續行すること並に前記英國政府の回答文は此所數日中に東京及倫敦に於て同時に發表することに申合せた。

一月二十八日

蕭山、臨浦鎮、義橋鎮の線を確保し、鐵壁の防備陣を固めた。○部隊の蕭山縣城前面十五キロ附近に對し二十八日午前八時半三方面より出撃し來つた敵第十一第四百七十七兩師一部約六七百の部隊は我が猛反撃に遺棄死體百九十五、小銃百、同彈藥一萬六千五百、拳銃六、同彈藥四萬五千九百九十一、その他多數の武器を遺棄して脆くも潰走した。我が損害戦死三、負傷十一。

武漢周邊に於ける我が軍の勇戦狀況左の如し。

一、新村部隊は數日來湖北省京山北方白骨堂附近に出撃せる百七十一師、百六十一師に屬する約五百の敵を猛攻中であつたが、廿五日徹底的打撃を與へて北方に潰亂せしめた。敵屍百三。

一月二十九日

奇襲成功を収めたわが○、眞田、高原、内田、荻野、伊藤、北園各部隊の錢

塘江南岸作戦果における二十七日までの綜合戦果は左の如く二十九日○部隊から發表されたが、敵戦死四十に對しわが戦死一に當る比率を示した。

敵遺棄死體五五四、捕虜一三七、鹵獲重機二、小銃拳銃一九八、手榴彈三八三、小銃彈一二二、二九八、その他兵器、衣服など多數、尙わが方戦死一四、負傷三三名あり。

二十九日午前六時四十分大阪驛を發した省線西成線櫻島行三輛連結ガソリンカー第一一六一列車第四〇、二五七號(運轉手堀田寛)第四二、〇一二號(運轉手陰居兼夫)第四二、〇五六號(運轉手藤原安吉)が同六時五十分安治川口驛構内島屋町踏切を越えた途端、最後部の一輛が突如脱線大音響と共に左へ横倒しとなつて顛覆ガソリンに引火し、折柄の強風に煽られて火焰は車内一杯に燃擴り、折柄通勤の安倍川尻住友金屬、大阪鐵工所、大阪汽車會社、各職工等凡そ三百名を鮎詰めに

一月三十日

した滿員列車は忽ち阿鼻叫喚の修羅場と化し、凡そ百五十餘名は顛覆と同時に即死、又は猛火に包まれて焼死體となり、重傷者五十餘名、輕傷者多數を出した。

臨時肥料配給統制法施行規則中改正(農林省令第九號)、臨時肥料配給統制法第二條ノ加里鹽ノ在庫品賣渡ニ關スル件(農林省令第一〇號)、肥料配給統制規則中改正(農林省令第一一號)公布。

今議會休會明け劈頭に行はれる有田外相の外交演說草案は三十日午前の閣議に附議され左の如き要綱を決定、これに基き案文調整の上三十一日有田外相から内奏することとなつた。

一、汪精衛氏を中心とする支那新中央政府樹立の經過、即ち汪氏との間に成立した基本諒解事項、青島における汪、王、梁三巨頭會談の經過、中央政治會議、新中央政府成立の見透し。
一、對ノ外交交渉の經過報告。

一、防共問題の推移と將來の方針。

一、遼間丸事件。

一、日米通商條約廢棄と今後の日米兩國

國交調整方針。

一、第三國の在支諸權益に關する紛争解

決、揚子江、珠江開放問題。

一、世界各國との通商關係とその調整方

針。

二月三十一日

青少年雇入制限令(勅令第三六號)、陸運

統制令(勅令第三七號)、海運統制令(勅令

第三八號)、海軍々用通信所令中改正(軍

令海第一號)、工場事業場使用收用令施行

規則(閣令第一號)、土地工作物管理使用

收用令施行規則(閣令第二號)、馬匹徵發

事務細則中改正(陸軍省令第四號)、海運

統制令施行規則(逓信省令第三號)公布

わが軍の廣西省南寧占領以來佛印から

の輸血路を遮斷され、さなきだに苦境に

ある蔣介石はいよゝ斷末魔の喘ぎを見

せ、中央、廣西、四川の聯合軍二十數ヶ

師、二十餘萬の大軍を南寧東北方の山嶽

地帯から賓陽、武鳴一帶に集結し、廣西

奪回に狂奔しわが軍と一大決戦をなし、

雌雄を決すると豪語して居たのに對し、

滿を持して居たわが精銳各部隊は去月二

十八日早曉を期し南寧東北四塘から七塘

までの正面から一齊に總攻撃の火蓋を切

り、連日悪天候にも拘らず決死的なわが

荒鷲の掩護と砲工各部隊の勇敢な協力に

よつて敵に殲滅的打撃を與へ、完全にこ

れを包圍し逐次戦果を擴大しつゝある。

林〇〇部隊は一月中において杭州、湖

州、嘉興を結ぶ三角地帯に蟠踞する敵六

十二師を徹底的に討伐したのと、又去る

二十二日から開始された錢塘江東岸作戦

に記録的好成績を示した。綜合戦果は左

の通り。

▲交戦回数七十八 ▲交戦敵兵力二萬八

千五百二十五 ▲わが方戦死二十八(内

將校一) 負傷八十二(内將校十二) ▲敵

遺棄死體一千五百九十九 ▲捕虜二百四

十四 ▲鹵獲品重輕機關銃を初め夥しい
數に達して居る。

二月一日

第七十五議會は一日再開された。この

日政府は午前九時半院内に閣議を開き議

會に臨む最後の打合せを了し、米内首相

外各閣僚何れも午前十時貴族院本會議場

に入り、定刻米内首相の施政方針演説に

次いで有田外相の外交演説遼間丸事件の

報告あつて畑陸相、吉田海相から昨春以

來一ヶ年の戦況報告があり、吉田海相は

特に伊號六十三潜水艦の沈没事件の報告

をも併せ行つて愈國務大臣演説に對する

質問に移り、第一陣を承つて大河内正敏

子(研究)が久し振りに登壇、經濟戰の準

備を力説し、首相商相に所信を質した。

一方午後は衆議院では第二日目の質問順

位につき民政黨と政友兩派の間に紛議を

生じ、開會が二時間も遅れ三時十分漸く

開會開會、遅延の衆議院では貴族院同様

首相、外相の演説後櫻内藏相の財政演説

があり、陸海兩相の戦況報告等があつて質問に入り、小川郷太郎(民政)、東郷實(中島)兩氏が先づ民政黨、政友會中島派を代表して政府の戦時財政經濟政策の批判に主力を注ぎ政府の所信を質し、米内首相外各閣僚の答辯があつて再開第一日を終る豫定であつたが、政民兩黨の争ひのため第一日は小川氏だけで終ることに決定した。

米内首相の施政方針は肇國の精神發揚專變處理、自主的外交、軍備充實、戦時經濟對策、國民生活の確保、明年度豫算に關して演説し、有田外相は專變處理方針、對ソ方針、日獨伊關係、對英交渉、對米通商問題、第三國權益、南方政策、對外貿易、歐洲戰爭の注視、道義外交の堅持に論及した。櫻内藏相の衆議院に於ての演説は前内閣作成の豫算案踏襲、税制改革の斷行、金融界の平穩狀態、公債消化狀態、資金調整の強化、兌換券膨脹の阻止、低物價政策の堅持、第三國輸出

振興、國際收支の適合策、經濟狀態の確保に關するものであつた。

滿蒙國境交渉打切りとなつたので外務省情報部長は左の如く談られた。

「昨年ノ十五日東郷大使とモロトフ外務人民委員との間に成立を見たノモンハ停戰申合は日滿軍及びソ蒙間に於ける軍事行動の停止等を規定すると共に「最近紛争ありたる地域の滿洲國及蒙古人民共和國間の國境」を明確ならしめる爲日、滿、ソ、蒙の代表者より成る國境確定委員會の設置を規定した。即ち昨年ノモンハン及び其の附近地域に於ける不祥事件が主として右地域に於ける滿蒙間國境の不明確であつた爲に起つたので、右の國境を明確ならしめることに依り將來同様な不祥事件の發生を防がうと云ふ譯であつた。右地域の國境確定委員會はチタ市に於て昨年十二月七日より二十五日迄、哈爾濱市に於て本年一月七日より三十日迄引續き開催せられ、先づ本件國境

の圍上確定に努めたのであるが、國境線に關し合意を見るに至らなかつたので、本國境確定委員會は閉會することとなつた。従つて本件滿蒙國境の確定は後日に譲ることとなつた次第である」

二月二日

機械技術者檢定制度調査委員會官制(勅令第四二號)公布

衆議院は豫算の審議に關し二日正午豫算委員會の理事會を開き左の件を決定した。

一、豫算總會は五日午前十時から開會し同日政府から提出される軍事扶助に關する追加豫算を處理し、次いで資料の要求及び豫算の説明を聴取して解散し六日より本格的審議に入る。

一、審議の分量が増加したら従來の六分科を八分科として次の如くにする。

△第二分科 内務、文部、厚生を内務と文部、厚生との二つに分ける。

△第五分科 農林、商工を農林と商工

との二つに分ける。

二日の衆議院本會議で民政黨の齋藤隆夫氏が事變處理を中心とした質問演説をなし、その演説後半中に聖戰の目的につき批判的意見を述べた部分が今次事變の目的と理想とを侮蔑したものであるとして、陸軍をはじめ各派にも重大な衝擊を與へ、畑陸相は三日の衆議院本會議で同氏の所論を反駁することになつてゐる外各派の間でも問題を重視し、夫々對策を協議して居り、時局同志會と社會大衆黨とは既に二日夜聲明書を發表して齋藤氏並に民政黨の責任を追究してゐる情勢である。民政黨では事態の悪化を憂慮し齋藤氏を説得して同氏の演説中不穩當と見做される後半の全部を速記録から削除するに決し、小山議長はこの民政黨の希望により議長の職權を以て同夜直に右の部分を速記録から抹殺した。

二月三日

電力消費規正地域區分表（逓信省告示第

二三一號）、電力ノ消費制限（逓信省告示第二三二號）、電燈用電力消費制限（逓信省告示第二三三號）公布

雪の蒙古北西高原を猛進撃して疾風の如く敵の本據五原城の東北方五キロに迫りつゝ、一夜を敵の據點攻略の戰備を整へて居た我が○部隊の石黒、山本、平川、小野田の各部隊は三日拂曉より一齊に起つて總攻撃を開始し、頑強に抵抗する敵の反撃を物ともせず突撃を敢行、遂に三日午前十時これを陥落せしめ各部隊は雪崩を打つて一齊に城内に突入城頭高く感激の日章旗を翻し、萬歳の凱歌は西

北蒙古の大曠野を壓して響き渡つた。

南寧附近包圍作戰の概要左の要し。

一、蒋介石は南寧奪回の爲昨年十二月中旬より二十數ヶ師の兵力に飛行隊、戰車隊をも加へて賓陽九塘附近に集中して來た。

二、我軍は各々一部を九塘及び大高峯附近に進出せしめて極力敵をこの正面

に牽制せしめた。

三、敵が完全にこの正面に牽制されるのを俟つて我が軍は一月二十八日猛烈總攻撃に轉じた。

四、二月一日には早くも宮森、早稻、氷川、白木、澄田、三木、林の各部隊は九月西北方山嶽地帯に進出壯烈なる殲滅戰を開始した。

五、更に新銳有力部隊は永淳附近より遠く迂回して二月二日夕には既に賓陽方面敵側背に迫り、極度に狼狽無統制に陥れる敵を到る處に捕捉殲滅しつゝあり。

六、一方航空部隊は地上部隊の戰鬪に協力敵堅陣に巨彈の雨を浴せつゝあり。

七、我包圍圈内の敵は確實なるもの十ヶ師の外不確實なるもの十數ヶ師あり、尙此の方面の敵の總兵力は確實なるもの二十數ヶ師、不確實なるものは他に二十數ヶ師あり。

畑陸相が三日の衆議院本會議に於て齋

藤隆夫氏の所論に對する駭擊演説の要旨は左の如きものである。

一、聖戰の意義は容共抗日政權を壊滅して東洋永遠の平和を確立するため日滿支三國が善隣外交、共同防共、經濟提携を具現して東亞の新秩序を建設して以て華國の理想である八紘一字を具現するものにあると確信する。

一、近衛聲明は右の趣旨を闡明したものであり事變解決のために最善の方策であると認められる。

一、しかして弱肉強食の如きは我國として全然とるべからざることであり、これ即ち今次の事變が聖戰と稱せられる所以である。

一、右は實現可能の理想である。全陸軍は將兵を上げてこの大事業に向つて邁進してゐる次第であり、幾多の英靈もまたこの信念の下に笑を含んで死についたものと信ずる。

又米内首相、吉田海相も亦各信念を披

瀝した。

三日の衆議院は齋藤隆夫氏の失言問題に對する處置を繞つて全一日を暮らし、齋藤氏は遂に議長の職權によつて懲罰委員に付せられた。

駐支米大使ジョンソン氏は軍艦に乗り航行中、燕湖上流二十哩の地點に於て二日午後一時すぎ右岸支那陣地より十六、七發の榴彈砲の集中砲撃を受けたが無事我陸戰隊は直に上陸匪賊を掃蕩した。

二月四日

廣西の反撃作戦は我が精銳部隊の神速果敢な活動が豫期以上の成功を収め、廣西死守を呼號して居た敵の大軍は再起能はざらしめるまでに大打撃を與へたが、三十一日より三日までの四日間の戦闘で敵の輕機のみにも千十八挺を鹵獲し、また勇敢なる肉彈突撃によつて敵の戰車十七輛を分捕り、これは早速追撃用に使用した等痛快なる戦果を擧げた。この外綜合戦果は左の通り。

敵の遺棄死體約八千、捕虜一千、自動

車二十三、野砲一、山砲數門、速射砲四門、迫撃砲十二門、機關砲百五十門、小銃七百、軍馬三百、其他彈藥無數。

三十一日天候の回復を待つて活動を開始した諸部隊は海軍航空隊の有力なる協力を得て困難なる山岳地帯を爆撃し、後方陣地の擊滅に正に息つく暇もなく猛撃を繰返し、三日までに出動機數々百に上り我が猛爆下に曝された敵の目視數は七萬に及び、その中確實に算定された敵の死傷者數は一萬五千に達すといふ大戦果を擧げてゐる。その他戰車二十臺を爆破或は擱坐せしめトラック約七〇臺、大砲約三十門を互彈の的として粉碎、地上部隊の進撃に甚大な協力を遂げたのであつた。

敵の冬季攻勢擊滅の戦闘を繼續せる蘇北地區肅清〇〇部隊の一月中の綜合戦果は三日左の如く發表された。

即ち交戰數二百三回、敵兵數四萬四百

七十一、敵遺棄死體千六百八十八、鹵獲小銃五十八、彈藥千六百四十九、輕機三、重機一、手榴彈四百六十八、地雷四、馬四四十二でこれに對し我軍の損害は戦死十二、負傷四十六に過ぎなかつた。

フィンランド側情報によれば、ソ聯軍はカレリア地峽戦線に於て四ヶ所に於て攻撃を試みたが、大敗を喫しスマ地區に於ては死體約一千遺棄して退却し、又ムオラヤルヴィ方面に於ても大損害を蒙りスマ地區に於てはソ聯軍戰車九臺が撃破された。ソ聯側はフィンランド領内を空襲し民家に火災を生ぜしめてゐるが、死傷者は僅少である。

二月五日

マツチの製造及配給ニ關スル件(商工省令第一號) 賃金臨時措置令第九條第三項第十五條但書及第十六條第二項但書ノ規定ニ依ル特例ノ件(厚生省令第一號) 公布

衆議院では本會議に於て大口、高田の諸氏大臣の施政方針演説に對し質問演説があつた。豫算總會此日より開かる。

二月六日

陸軍々人休暇令(軍令陸第五號)、陸軍給與令細則中改正(陸達第五號)公布

貴族院では内藤、菅澤、松井、阪谷諸氏の質問演説があつた。衆議院では有田外相より淺間丸事件の報告及ノモンハン事件の報告(祕密會)があつて、濱野、河上、田中、深澤諸氏の質問演説があつた。豫算總會は第二日目開會。

沖繩列島の無人島魚釣島に不時着した日航旅客機阿蘇號の遭難事件につき、六日午前八時五分救助に向つた慶運丸より那覇無電局經由入電によれば、島の北側に乗上げてゐる飛行機を發見、また六日早朝臺北より僚機出動、かくて那覇飛行場航空會社、那覇無電局、沖繩縣保安課、商船會社等海陸よりの必死の救助作業が開始され、午前八時二十八分乗客全部無

事なる入電があり、現場に急行した大阪商船慶運丸は午前八時五分現場へ到着、直に救助作業に移つたが機體は島の北部暗礁に乗り上げ機翼の一部を破損し、波飛沫を浴び現場附近は波高く近寄れず救助作業も困難を極めたが、遂に全員照南丸に救助された。

淺間丸事件に關する日英交渉は一月二十二日から約二週間に亘つて有田、クレイギー及び谷、クレイギー間の會見に於て進められて來たが、この程日英双方の相對した法律的見解は一應留保したまへ政治的折衝が解決の一段階に達したので、有田外相は六日貴衆兩院本會議に於て日英折衝の經過並びに内容報告説明した。

此日夕淺間丸事件交換公文が東京及ロンドンで兩政府の聲明の形式で發表せられた。南寧奪回を目指す將軍に對する我が包圍作戦は極めて有利に進展し、未曾有の

輝かしい戦果を収めて、終結日に近づいた。

本作戦は規模においては必ずしも最大といはぬが、実施の結果は理想的に近い徹底せる包圍殲滅戦の範例として戦史を飾るものである。これにより將軍の豪語宣傳も一朝の夢と化し南撃奪回の企圖は完全に粉碎されてしまつた。

一月二十八日本作戦開始より二月六日迄に判明せる綜合戦果は左の通りである。

1. 遺棄死體及び捕虜の言により判明せる敵の交戦兵力は四集團軍九萬三千餘師なりしこと確實にして、我が徹底的包圍作戦により全面悉く潰滅的打撃を蒙り、その敗殘せるもの全く土氣沮喪し戦意を喪ひ既に交戦力は皆無の状態となれり。

2. 今次作戦は全體的に廣地域に互る大包圍殲滅戦なると共に、山嶽重疊せる地帯内到的ところ局所的殲滅戦を展開し、又優勢なる飛行隊の廣範圍に互る

大爆撃のため戦果の調査に大なる手数を要したるも、今日迄に確認せるもの左の如し、尙目下引續き掃蕩中であつて今後更に多數を増加すべし。

▲遺棄死體四萬六千八百、戦傷推定八萬を下らず捕虜二千五百、鹵獲品主なるもの戦車十九、輕裝甲車六、自動車六十三、山砲二十五、速射砲及び機關砲十六、迫撃砲六十八、擲彈筒百二十五、重機關銃百十、輕機關銃五百四十四、小銃九千六百六十、高射機關銃二、各種砲彈二萬五千三百、機關銃及び小銃彈二百六十三萬その他通信機材、工兵機材、軍需品多數この間における我が損害戦死二百五、戦傷七百八十五。

二月七日

衆議院では豫算總會第三日の開會。

二月八日

貴衆兩院本會議開會、政府は稅制改革案を衆議院に提出す。衆議院豫算總會第

四日目開會。

八日の議會は衆議院本會議の稅制改革案の審議が中心で、中央地方を通ずる全面的稅制大改正案中國稅關係の三十一件に上る法案を一括上程、櫻内藏相の詳細なる提案理由説明の後、民政黨の小山倉之助氏を第一陣として各派の質問者が相次いで立ち、劃期的稅制改革並にこれに伴ふ大増稅の全貌を俎上に検討したが、當日は質疑未了のまま九日に持越し慎重審議を盡すことになつてゐる。一方豫算總會では安藤正純氏(久原)が汪精衛氏の新中央政府の性格を取上げたが、午後は二時過ぎから本會議と併行して殘餘の質問者が質問を續けた。又同日午後の豫算總會秘密會で政府から説明することになつてゐる明年度物動計畫の内容については各派の要望により同日の本會議で稅改革案の質疑が一段落した所で夕刻本會議を秘密會として政府から物動計畫内容の説明を行ふ事に變更された。

大藏省では八日の衆議院豫算總會に左の如き昭和十二年以降各年の國一發行額

昭和十二年以降各年の國債發行額及消化狀況調

區分	新規公債發行額	預金部引受	國債シンヂーケイト引受	消 化 額
昭和十一年中	一、四四三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	—	—
昭和十二年	四、三三〇、五〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	—	—
昭和十三年中	—	—	—	—
昭和十四年中	—	—	—	—
昭和十五年	—	—	—	—
昭和十六年	—	—	—	—
昭和十七年	—	—	—	—
昭和十八年	—	—	—	—
昭和十九年	—	—	—	—
昭和二十年	—	—	—	—
昭和二十一年	—	—	—	—
昭和二十二年	—	—	—	—
昭和二十三年	—	—	—	—
昭和二十四年	—	—	—	—
昭和二十五年	—	—	—	—
昭和二十六年	—	—	—	—
昭和二十七年	—	—	—	—
昭和二十八年	—	—	—	—
昭和二十九年	—	—	—	—
昭和三十年	—	—	—	—
昭和三十一年	—	—	—	—
昭和三十二年	—	—	—	—
昭和三十三年	—	—	—	—
昭和三十四年	—	—	—	—
昭和三十五年	—	—	—	—
昭和三十六年	—	—	—	—
昭和三十七年	—	—	—	—
昭和三十八年	—	—	—	—
昭和三十九年	—	—	—	—
昭和四十年	—	—	—	—
昭和四十一年	—	—	—	—
昭和四十二年	—	—	—	—
昭和四十三年	—	—	—	—
昭和四十四年	—	—	—	—
昭和四十五年	—	—	—	—
昭和四十六年	—	—	—	—
昭和四十七年	—	—	—	—
昭和四十八年	—	—	—	—
昭和四十九年	—	—	—	—
昭和五十年	—	—	—	—
昭和五十一年	—	—	—	—
昭和五十二年	—	—	—	—
昭和五十三年	—	—	—	—
昭和五十四年	—	—	—	—
昭和五十五年	—	—	—	—
昭和五十六年	—	—	—	—
昭和五十七年	—	—	—	—
昭和五十八年	—	—	—	—
昭和五十九年	—	—	—	—
昭和六十年	—	—	—	—
昭和六十一年	—	—	—	—
昭和六十二年	—	—	—	—
昭和六十三年	—	—	—	—
昭和六十四年	—	—	—	—
昭和六十五年	—	—	—	—
昭和六十六年	—	—	—	—
昭和六十七年	—	—	—	—
昭和六十八年	—	—	—	—
昭和六十九年	—	—	—	—
昭和七十年	—	—	—	—
昭和七十一年	—	—	—	—
昭和七十二年	—	—	—	—
昭和七十三年	—	—	—	—
昭和七十四年	—	—	—	—
昭和七十五年	—	—	—	—
昭和七十六年	—	—	—	—
昭和七十七年	—	—	—	—
昭和七十八年	—	—	—	—
昭和七十九年	—	—	—	—
昭和八十年	—	—	—	—
昭和八十一年	—	—	—	—
昭和八十二年	—	—	—	—
昭和八十三年	—	—	—	—
昭和八十四年	—	—	—	—
昭和八十五年	—	—	—	—
昭和八十六年	—	—	—	—
昭和八十七年	—	—	—	—
昭和八十八年	—	—	—	—
昭和八十九年	—	—	—	—
昭和九十年	—	—	—	—
昭和九十一年	—	—	—	—
昭和九十二年	—	—	—	—
昭和九十三年	—	—	—	—
昭和九十四年	—	—	—	—
昭和九十五年	—	—	—	—
昭和九十六年	—	—	—	—
昭和九十七年	—	—	—	—
昭和九十八年	—	—	—	—
昭和九十九年	—	—	—	—
昭和百年	—	—	—	—

ドイツ政府は八日開戦以來自國及び英佛その他中立國船舶の損害につき左の如く發表した。

英、佛及び中立國の船舶にして擧沈されたるもの四〇九隻一、四九三、四三一噸に達し、その他拿捕されドイツの港に曳航されたるもの三五四隻である。

これに對しドイツ船舶の損失は四二隻二三六、九五七噸でその内譯は戰爭勃發當時敵地に在つて没収されたもの一三、一九六噸、拿捕されたるもの八二、二三六噸、拿捕を逃れるため自沈したるもの一

及び消化狀況調を資料として配布した。

郵便局 日本銀行 計 消化額
賣出 より賣却 割合
千円 千円 千円 %

四、五二五噸。
フィンランド側コンミンニエケによれば北部フィンランド、クイモ附近の過去數日の戦鬪に於てソ聯軍は千五百名に上る戦死者を出し、ラドガ湖東北地區に於てはソ聯スキー部隊の全部が戦死體三百を遺棄して敗退した。

二月九日

織維製品配給統制規則(商工省令第三號)寺院等の國有境内地取扱規程(大藏省訓令第一號)、米國産精製松脂販賣價格(商工省告示第四三號)、粒狀礮砂販賣價格

(商工省告示第四四號)公布

衆議院本會議では稅制改革案に關する質問演説があつた。豫算總會第九日の衆議院豫算總會で松村謙三氏(民政)の質問に對し島田農相は十五年の米穀需給推算に關し左の如く發表した。

昨年度よりの持越米内外地を通じ約四百七十萬石、尙本年の生産額は内地約六千九百萬石、臺灣朝鮮千四百萬石、合計凡そ九千三百萬石となり、この外に外来輸入で手配を終つたもの、現に手配中のもの等を加へると合計凡そ九千八百萬石その他で合計して先づ供給として一億萬石以上の確保が出来ると考へて居る。これに對し消費見込みは諸種の事情を考慮して大體九千五百萬石、これは内外地を通じたものである。この他外地に居る在留邦人に對する輸出米凡そ百萬石、これを合計して消費見込額は約九千六百萬石と考へて居るが、本年端境期の持越米は前年の四百七十萬石を下らざる五百萬石

以上のもので間違ひないと考へて居ります。

二月八、九日頃に於る南寧方面の戦況左の如し。

一、二月二日賓陽北方清水河畦に進出せる部隊は同方面の敵を殲滅後、東南進し黎塘圩、甘棠方面の敵を急進中。

二、賓陽附近に進出せる部隊は同地北方の敵を殲滅後、南進し九塘北方地區の敵を包圍殲滅中。

三、九塘附近の敵を撃破せる部隊の一部は西進し、武鳴方向の敵背後に迫り武鳴南方に迫りたる部隊と共に敵を捕捉殲滅中。

四、本日迄に判明せる戦果の概要左の如し。

敵遺棄死體四萬六千八百▲敵の負傷者約八萬▲捕獲二千五百▲戰車、裝甲車、自動車八十八▲小銃九千六百六十一▲其他各種兵器彈藥多數。

五、本日迄における我方の損害は戦死二

百五名、戦傷七百八十五名なり。

ルーズヴェルト米大統領は九日國務次官サム・ナールウエルズ氏を歐洲に派遣し伊、佛、獨及び英を訪問せしめ、親しく各國の國情を視察せしめる旨發表した。

而してル大統領の談によればウエルズ次官はこの際特に米國の名に於て提案をなし意見を開陳することは一切差控へるべき旨命ぜられてゐる。更に同氏の訪歐中前記各國政府と同氏との間に行はるべき會談内容はこれを大統領並にハル國務長官に向つてなされたものと解釋し、絶對秘密が守られる。

二月十日

船員表彰規則(逋信省令第四號)、昭和十四年十二月告示第四八號(木炭配給統制)中改正(農林省告示第六七號、醫藥品卸賣協定價格認可(商工厚生兩省告示第一號)、同(同告示第二號)、電力制限ニ對スル電氣料金其ノ他供給條件ニ關スル件(逋信省告示第三二〇號)公布

今年初の論功行賞が輝く二千六百年の

紀元節を前に十日賞勳局並に陸軍から發表される。支那事變第十九回(陸軍第十七回)論功行賞で戦死、戦傷死者五百二十六名、戦病死者二千六百二十四名、併せて三千百五十名、何れも事變直後から昨秋までの間に徐州附近、臨海線沿線、揚子江流域、大別山系をはじめ北、中支の各戦線又は滿洲に赫々たる戦功を遺して護國の神と化した陸軍將兵、軍屬である。このうち殊勳によつて金鷄勳章を敘賜された勇士は七百四十名で、曩に航研長距離離機を驅つて二つの世界新記録を樹立した我が空の至寶藤田雄藏航空兵中佐高橋福次郎航空兵少尉及び昨年二月この兩勇士らと共に中支戦線沙洋鎮附近で壯烈な戦死を遂げた渡邊廣太郎少將も燦然たる名を連ねて居り、また武功特に卓越して殊勳甲の光榮に浴したものは、廬山から南昌に至る作戦の偉勳者飯野賢十少將以下十七名である。

衆議院豫算總會に於て牧野良三氏の質問鋭く陸相と應答甚だ緊張を告げた。

十日の貴族院において總員起立裡に可決された紀元二千六百年祝賀上奏書全文左の如し。

貴族院議長臣松平頼壽誠恐誠惶頓首
頓首謹ミテ奏ス
恭シク惟ミルニ

勲聖文武天皇陛下天縱ノ英資ヲ以テ不顯ノ宏謨ヲ繼カサセ皇祖考丕承ノ遠猷ヲ述ヘサセタマヒ文教ヲ振ヒ外武功ヲ耀カシ國力遯ク大陸ニ宣ヒ國光廣ク四海ニ被ラセルニ

大稜威ノ然ラシムル所タラスンハアラス伏シテ惟ミルニ今茲昭和十五年ハ適々紀元二千六百年ニ當ル

遠皇祖神武天皇 都ヲ中州ニ奠メサセラルルニ臨ミ六合ヲ兼ネテ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲スト宣ヘリ

聖圖ノ雄大ニシテ聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激措ク所ヲ知ラス今ヤ陛下一大世變

ニ處シ
興亞ノ大策ヲ建テテ東洋ノ安定ヲ鞏クシテ世界ノ平和ニ寄與シタマハムトス

聖圖ノ雄大ニシテ

聖慮ノ深遠ナル遠皇祖ト符節ヲ合スルカ如シ
蓋シ

遠皇祖ノ貽厥ヲ
皇紀二千六百年ノ前ニ垂レタマヒ
近皇孫ノ繩其ヲ

皇祚一百廿四代ノ後ニ承ケタマヘル
前聖
後聖其ノ揆一ナリ興亞ノ聖業前途猶ホ

多難ナルヘシト雖モ
陛下ノ大稜威能ク百艱ヲ克服シ八紘爲宇ノ日蓋シ遠キニ非サルヘク

遠皇祖ノ
神靈亦當サニ降鑒アラセラルヘシ茲ニ
皇紀二千六百年ヲ賀シ聖壽ノ無疆ヲ禱

リ奉ル

昭和十五年二月十一日

貴族院議長臣松平頼壽

誠恐誠惶頓首頓首

謹ミテ奏ス

十日の衆議院本會議で議決された紀元二千六百年記念祝賀上奏書左の如し。

衆議院議長 小山松壽誠敬誠懼頓首
頓首

謹ミテ奏ス伏シテ惟ルニ

神武天皇辛酉元年宸極ニ光臨シタマヒテヨリ今茲庚辰ノ歲本月本日本日方ニ二千六百年ヲ迎ヘ天人慶ヲ同ウシ瑞雲紫陌ニ滿ツ臣等洵ニ懼拊忻慶ニ禁フルナシ
謹ミテ按スルニ

神武天皇乾靈國ヲ授クルノ德ニ答ヘテ
皇孫正ヲ養フノ心ヲ弘メ六合ヲ兼ネ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲サムト宣セ

ラレ丕業ヲ千古ニ創メ大統ヲ萬世ニ垂レタマヒ盛徳愈々顯ヘル皇統連綿奕世
民庶ヲ撫育シテ德化ヲ遺シタマヘリ伏シテ以フ

貴衆兩院本會議開會。兩院とも二千六百年奉祝賀表を決議す。

陛下御聖文武明治ノ宏謨ヲ承ケ大正ノ先緒ヲ紹カセラレ日ニ進ミ日ニ新ナルノ國是ヲ定メ皇道惟神ノ政ヲ施カセタマフ文運内ニ茂シニ武徳外ニ揚リ臣民雨露ノ仁恩ニ浴シ萬邦日月ノ威光ヲ仰ク今酒千天ニ應シ時ニ處シ範ヲ隣邦ニ與ヘテ東亞ノ大勢ヲ安定シ世界平和ノ確立ヲ圖ラセラレ祖宗ノ鴻圖ヲ恢弘シタマヒテ聖業將ニ成ラムトス億兆皞皞嗚呼懿ナル哉臣民獻ノ貢ヲ荷ヒ贊襄ノ任ニ備ハル本日ノ祝節ニ當リ俯仰古今惻款ニ任フルナシ政テ匪躬ノ節ヲ致シテ聖業ヲ輔翼シ

天恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ庶幾フ茲ニ虔ミテ

皇統ノ萬世悠久ヲ祝シ寶祚ノ天壤無窮ヲ祈リ

恭シク表ヲ上リ奉賀以聞ス臣小山松壽

時局 日誌

誠敬誠權頓首頓首謹ミテ奏ス
二月十一日

紀元二千六百年の輝かしき紀元節に當り長くも天皇陛下におかせられては、内外の重大時局に際し恰く國民に時艱克服の指標を垂れさせ給ふ大御心から大詔を渙發あらせられた。

詔書

朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ速ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ聘セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコト

ヲ期スベシ
御名 御璽

昭和十五年二月十一日

詔書

各國務大臣副署

朕紀元二千六百年ニ當リ皇基ノ愈々固ク國運ノ益々盛ナルヲ懌ビ特ニ有司ニ命ジテ恩赦ノ事ヲ行ハシム百僚衆庶其レ克ク朕ガ意ヲ體セヨ

御名 御璽

昭和十五年二月十一日

各國務大臣副署

宮内職員ノ懲戒免除スル件（皇室令第二號）

出納官吏等ノ辨償責任ノ免除ニ關スル件（皇室令第三號）

減刑令（勅令第四五號）

復讐令（勅令第四六號）

官吏、官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ免除ニ關スル件（勅令第四七號）

北海道、府縣、市町村等ノ吏員委員及役

一一七

員ノ懲戒免除ニ關スル件(勅令第四八號)
海技免狀ヲ學有スル者及水先人ノ懲戒免
除ニ關スル件(勅令第四九號)

公證人、辯護士、司法書士、辨理士及計
理士ノ懲戒免除ニ關スル件(勅令第五〇
號)

出納官吏等ノ辨償責任ノ免除ニ關スル件
(勅令第五一號)

陸軍ニ於ケル懲罰ノ免除ニ關スル件(軍
令陸第六號)

恩赦ニツキ司法大臣訓示(司法省訓令第
一號)公布

貴族院本會議開會、衆議院豫算總會開
會。

民政黨の小林三郎氏の失格による鹿兒
島縣第三區の衆議院議員再選舉は十二日
開票の結果小林氏は落選して山元龜次郎
氏(中立新)が當選した。

「先程牧野君から軍人の政治干與云々と
いふ點に關して何だか軍人が政治に干與

するのは宜しくないといふやうに私は承
つたのであるが、間違つてゐるか知れぬ
が——段々事情があつて全部の御意見を
何ふ機會がなかつたのであるが、此機會
に於て私の所信を明らかにして置きたい
と思ふ。國政一切の輔弼のことについて
直接決定的の權能を有するのは大臣のみ
であることは明瞭であるけれども、陸軍
省一部の職員等が各々その職役に應じて
必要なる研究検討をなすは職務上當然の
事項であつて、所謂政治干與として指摘
せらるべきものでないと考へる。従つて
政治上の意見は大臣一人のみを通しての
みといふやうに狭く考へるのは、これは
私は誤りではないかと思ふ。併し職務上
關係のない現役軍人の政治干與に關して
は陸軍刑法その他に規定せられてある故
にこゝに申上げる要はないと思ふが、要
するにこの機會に於て私の所信を申上げ
て置く次第である」と畑陸相は述べられ
た。

大藏省は十二日衆議院豫算委員に資料
として所得税人員調を配布したが、それ
によれば納税人員は分類所得税において
三百八十五萬一千人、綜合所得税におい
て二十七萬四千人、合計四百十二萬五千
人の多人數に上り、平年度稅收額は分類
所得稅五億八千六百三十四萬三千圓、綜
合所得稅四億六千九百九十四萬一千圓、合
計十億四千八百二十八萬四千圓となつて
ゐる。而して綜合所得稅を課せられる年
額五千圓以上の所得を現行第三種所得稅
の本年度決定實績に基いて推算すると、
その階級區分所得額は左の如し。(單位千
圓)

五千圓—八千圓	三一、九八三
八千圓—一萬二千圓	二二、七六〇
一萬二千圓—二萬圓	二五、〇九二
二萬圓—三萬圓	一四、八一五
三萬圓以上	一四、五六七

二月十三日
米糠配給統制規程(農林省令第一三號)公

布

貴衆兩院本會議開會、左の決議を爲す

聖旨奉體ニ關スル決議

神武天皇御即位第二千六百年紀元ノ佳節ニ當リ畏クモ優渥ナル詔書ヲ賜フ洵ニ感激ノ至リニ勝ヘス衆議院ハ聖旨ヲ奉體シ現下ノ重大時局ニ處シ深ク謀リ遠ク慮リ和衷戮力國體ノ精華ヲ發揮シ國威ノ昂揚ニ昂メ以テ叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

右決議ス

衆議院豫算總會開會。

内閣參議は末次、松岡、松井三氏の辭任と島田農相の大臣就任によつての後任補充は豫て米内首相を中心と銓衡を進めてゐたが、米内首相より十三日内奏の上左の通り發令された。

從二位勳一等 廣田 弘毅

從二位勳一等功一級 大井 成元

正三位勳一等功五級 中村 良三

正三位勳一等 望月 圭介

内閣參議被仰付

日米通商條約の失效後の米國政府の對日態度は頗る注目せられ、一部には中立法を日本にも適用するのではないかとの噂が行はれてゐたが、ハル國務長官は十三日ピットマン外交委員長に對し書翰を以て中立法を日本に適用するには反對なる旨を明かにした。ハル長官の書翰要旨次の通り。

「中立法を日本及びソ聯に適用する事は國務省當局の計畫する所と一致しない米國は支那事變、ソ芬戰爭の何れによつても危険に曝されてはゐない。従つて之に中立法を發動せしめる必要は無いのである。余は上院外交委員會又は分科委員會が豫想せられて居る通り對日禁輸問題の處理には慎重を以て當られん事を望むものである。」

「東大陸」巻頭言の一節

双方の利害の相ひ一致する際、友情の極めて厚きを感じるも、苟くも利害の衝突するや、昨日の味方が今日の敵となり、我れ彼を倒さずんば、彼れ我を倒さんとす。斯ることは往々個人間に見ゆれども、國際間に普通なりとす承知するを要す。されど古代に較べて幾分の向上あり、他の欺瞞に對し、我が至誠を披瀝する場合、時として多少の反應なきに非ず。國際的倫理なく複雑怪奇を常とするも、其の常なるを知りて之に處し、自ら他に一步を進め、頑迷不黨をだも悟らしむるに努むるに若かず。